

12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



NO! カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります



職場におけるハラスメント対策シンポジウム 12月10日水 オンライン開催! [参加無料]

【開催日時、開催形式】

12月10日 13:30~15:15、オンライン（事前申し込み制）

【開催内容】

- ① 改正法の説明
- ② 業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取り組み事例
 - ☆ 一般社団法人空港グランドハンドリング協会
- ③ カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション
 - ☆ 参加企業：株式会社イトーヨーカ堂、イオン九州株式会社

【詳細・お申し込みはこちら】

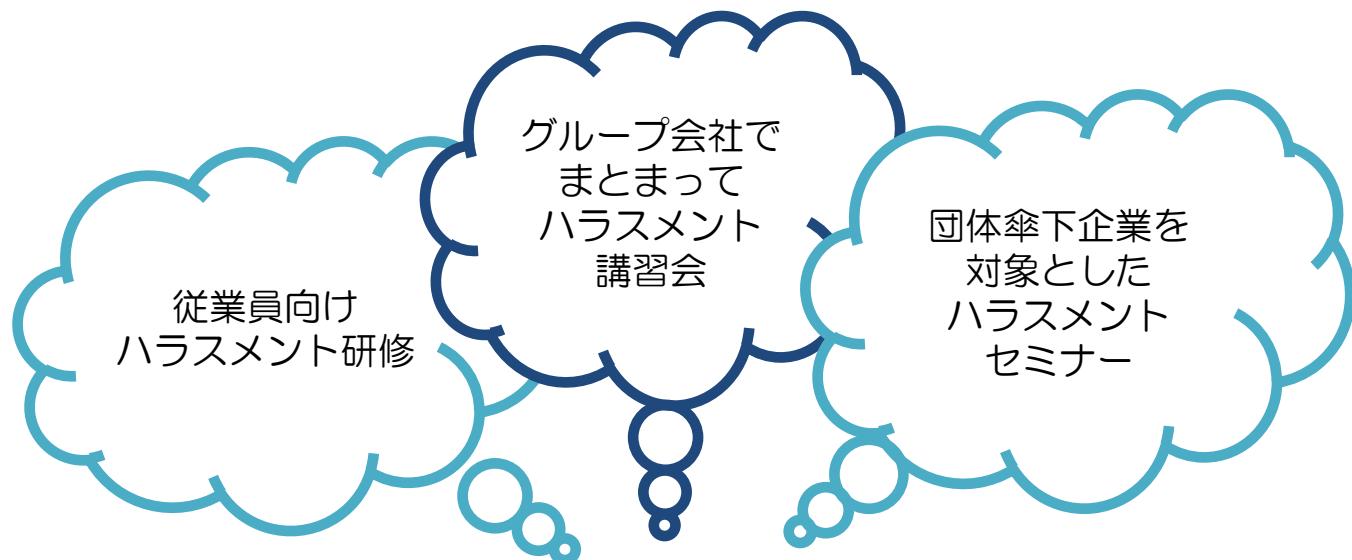
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、**カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

ハラスメント防止対策セミナー を実施しています！

愛媛働き方改革推進支援センターでは、企業の皆様等からのお求めに応じて、オーダーメイドのハラスメント防止セミナー等を実施しています。セミナーや研修会の開催など、お気軽にお問合せください。



愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階
平日 / 9:00~17:00

TEL 0120-005-262 FAX 089-907-2206
E-mail ehime@workstylereform.net

無料

愛媛働き方改革推進支援センターは
中小・小規模事業者の皆様を無料でご支援しています！

窓口相談

電話・メール・来所
による相談



個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を
訪問し課題解決に向けた
支援を行います。



セミナーの開催

各種研修会等に講師を
派遣します。

